

みやぎ森林・林業未来創造機構規約

(名称)

第1条 本会は、みやぎ森林・林業未来創造機構（以下「機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 機構は、産業界、地域の団体、行政など、多様な主体の連携・協働を促進し、林業の就業環境の向上と人材の確保・育成を一体的かつ相乗的に展開することにより、若い世代が魅力を感じ、担い手がやりがいを持って安心して就業できる森林・林業の創造を目指す。併せて、森林資源の循環利用、森林の整備・保全、森林の経営管理・生産・流通面の改革、森林利用による新たな価値の創出、SDGsに向けた取組を推進し、安全で恵み豊かな県土づくりに貢献する。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「宮城県林業担い手対策強化推進方針」を踏まえた事業構想及び実施計画の策定、進行管理、公表・周知
- (2) 林業の経営力強化、就業者の所得向上、待遇の改善、労働安全衛生の強化など、林業の就業環境改善に向けた取組の検討とその推進
- (3) 人材の確保・育成に向けた取組の検討とその推進
- (4) 人材育成プログラムの検討
- (5) 人材育成プログラムに基づく「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」(以下「カレッジ」という。)の運営
- (6) 林業就業者や就業希望者等への研修案内及び相談対応
- (7) 森林・林業に関する新たな情報の収集と提供
- (8) その他機構の目的を達成するために必要な事業

(事業運営組織)

第4条 機構の事業を円滑かつ適切に行うため、機構に総会、幹事会及び事務局を置く。

2 総会、幹事会及び事務局に関する事項は、本規約に別に定める。

(会員)

第5条 機構は、会員をもって構成する。

2 会員は、機構の目的に賛同する以下の者とする。

- (1) 森林・林業関係団体
- (2) 行政機関
- (3) 教育機関
- (4) 研究者、指導林家、青年林業士等学識経験者
- (5) その他事務局が認める者

3 会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式第1号）を事務局に提出し、承認を得なければならない。

4 会員は、退会届（別記様式第2号）を事務局に提出し、任意に退会することができる。

5 機構の事業を妨げる者、機構の信用を損なう行為をした者は、幹事会の決定に基づき除名することができる。

(会費)

第6条 会費は無料とする。ただし、将来恒常的な事業経費が必要となった場合は検討の上、総会に諮るものとする。

(役員)

第7条 機構に次の役員を置く。

- (1) 共同代表 2名
- (2) 副代表 2名
- (3) 代表幹事 1名
- (4) 幹事 15名以内
- (5) 監査役 2名以内

2 共同代表、副代表、代表幹事及び幹事は、別表に掲げる機関の職にあるものを充てる。ただし、必要に応じて、総会に諮り追加等の変更を行うことができる。

3 監査役は、総会において選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 共同代表は、機構を代表し、会務を総理する。

2 副代表は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 代表幹事は、幹事会を主宰し、機構の事業及び運営全般に関わる事項を統括する。

4 代表幹事に事故があるとき又は欠けたときは、幹事会において協議し、職務代理者を選任する。

5 監査役は、代表幹事から機構の事業執行状況について報告を受け、経済性、効率性、有効性の観点から総合的に評価し、その結果を総会及び幹事会に報告する。

(総会)

第9条 総会は、機構の事業及び運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び変更に関すること
- (2) 事業構想及び実施計画に関すること
- (3) 毎年度の事業計画及び事業執行状況に関すること
- (4) 監査役の選任
- (5) 監査役を除く役員の変更
- (6) その他機構の事業及び運営に関する重要事項で幹事会において必要と認めた事項

2 総会は、会員によって構成され、その総数の過半数の出席（委任状を含む。）で成立する。

3 総会は、年1回通常総会を開催する。ただし、共同代表が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、共同代表が招集し、共同代表が互選によって議長になる。

- 5 総会には代理出席を認める。
- 6 議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、代表幹事及び幹事で構成し、代表幹事が機構の事業及び運営に関して審議する必要があると認めたときに開催する。ただし、共同代表が、審議が必要と認める事項がある場合は、代表幹事に指示し、共同代表及び副代表の出席の下で幹事会を開催する。

- 2 幹事会は、構成員の過半数の出席を必要とする。
- 3 幹事会は、代表幹事が議長を務める。ただし、共同代表の指示により幹事会を開催した場合は、共同代表が互選によって議長になる。
- 4 幹事会には代理出席を認める。
- 5 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 代表幹事は、必要に応じて構成員以外の者を招聘し、幹事会の活動に参加させることができる。
- 7 幹事会には、必要に応じて調査・検討作業を行うワーキングチームを設置することができることとし、設置及び運営に関し必要な事項は幹事会において定める。
- 8 代表幹事は、幹事会の活動状況を共同代表及び副代表に適時報告しなければならない。
- 9 その他幹事会の運営に関して必要な事項は、代表幹事が別に定める。

(部会)

第11条 機構における事業内容を検討・調整し、円滑な推進を図るため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置、構成員及び部会長は、幹事会において決定する。
- 3 部会長は、必要に応じて構成員以外の者を招聘し、部会の活動に参加させることができる。
- 4 部会には、必要に応じて調査・検討作業を行うワーキングチームを設置することができることとし、設置及び運営に関し必要な事項は部会において定める。
- 5 各部会は、相互に緊密に連携して業務を行うものとする。
- 6 部会長は、部会の活動状況を幹事会又は代表幹事に適時報告しなければならない。
- 7 その他部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(事業推進チーム)

第12条 機構の事業を推進する上で必要のあるときは、会員等からなる事業推進チームを設置することができる。

- 2 事業推進チームの設置及び運営に関して必要な事項は、幹事会において定める。

(研修体制)

第13条 カレッジにおける研修の実施に関して、会員との連携の下に協力を求めることができる。

2 カレッジにおける研修の充実強化に向けて、学識経験者及び実務経験者等から賛同者を募り、研修実施体制の整備を図るものとする。

(アドバイザー)

第 14 条 機構の取組に対し専門的な助言を受けるため、機構にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、代表幹事が委嘱する。

(事業年度)

第 15 条 機構の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、機構が設立された年度の事業年度は、機構設立の日から始まるものとする。

(報酬等)

第 16 条 役員には、報酬の支給及び費用の弁償は行わない。ただし、代表幹事が必要と認めた場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第 17 条 役員及び会員は、機構の活動を通じて知り得た個人情報及び秘密保持とされた情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。役員又は会員でなくなった後も同様とする。

(責任範囲)

第 18 条 カレッジの人材育成プログラムに位置づけられた研修事業等会員が実施主体となって行う行為に関して、事故、争議、違反行為等の問題が発生した場合は、実施主体がその責任において一切を処理するものとする。

(書面等による会議開催)

第 19 条 この規約に定める総会等の会議については、必要に応じて書面又は電子メール等インターネットによる開催ができるものとする。

(事務局)

第 20 条 機構の事務局を宮城県林業技術総合センターに置き、機構の運営事務の全般を処理する。

2 事務局は、カレッジの窓口としての役割を担うものとし、第3条第5号から第7号の事業を推進する。

3 事務局の業務は、代表幹事が統括する。

4 第11条に規定する部会の事務局については、幹事会において定める。

(その他)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は幹事会において定める。

附 則

1 この規約は、令和2年12月15日から施行する。

2 機構設立当初の監査役は、第7条第3項の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とし、その任期は令和5年度総会までとする。

(別表)

区分	機関名	役職名
共同代表	宮城県水産林政部	部長
	公益財団法人みやぎ林業活性化基金	理事長
副代表	宮城県水産林政部	次長（技術担当）
	公益財団法人みやぎ林業活性化基金	常務理事
代表幹事	宮城県林業技術総合センター	所長
幹事	宮城県森林組合連合会	専務理事
	宮城県木材協同組合	専務理事
	宮城県森林整備事業協同組合	代表理事
	宮城県林業労働力確保支援センター	事務局長
	宮城県林業経営者協会	会長
	宮城県林業研究会連絡協議会	会長
	白石市市民経済部	部長
	仙台市経済局農林部	部長
	登米市産業経済部	部長
	宮城県水産林政部林業振興課	課長
	宮城県水産林政部森林整備課	課長

みやぎ森林・林業未来創造機構 入会申込書

令和 年 月 日

みやぎ森林・林業未来創造機構事務局 あて

お 申 込 者 名	団体、機関で入 会する場合	ふりがな	
		団体又は機関名	
		ふりがな	
		代表者氏名	
	個人で入会す る場合	ふりがな	
		氏 名 (所属機関名等)	()
御 連 絡 先	住所		
	(団体、機関の場合) 担当部署 担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	Eメールアドレス		
入会に当って希望することがあれば御記 入ください			
その他記入欄			

※本申込書の内容は、会員名簿の作成及び事務局からの連絡用以外には使用しません。

【送付先】

みやぎ森林・林業未来創造機構事務局（宮城県林業技術総合センター）

FAX番号 022-345-5377

Eメールアドレス morimirai@pref.miyagi.lg.jp

退 会 届

令和 年 月 日

みやぎ森林・林業未来創造機構事務局 あて

会員名

この度、みやぎ森林・林業未来創造機構を退会したいのでお届けします。

(通信欄)

【送付先】

みやぎ森林・林業未来創造機構事務局（宮城県林業技術総合センター）

FAX番号 022-345-5377

Eメールアドレス morimirai@pref.miyagi.lg.jp

注) 退会届の提出日をもって退会となります。